

柏崎市第二次健康増進計画「健康みらい柏崎21」の概要と推進体制

1 計画の概要

- (1) 計画の位置付け(法的根拠)
- ・健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として策定
 - ・市の現状と「健康日本21（第二次）」「健康にいがた21（第二次）」を踏まえ、柏崎市第五次総合計画や各ライフステージにおける市民の健康に関する各計画と整合性を確保
- (2) 計画期間 平成28（2016）年度から令和7（2025）年度まで（10年間）
- (3) 対 象 乳幼児期から高齢期までの全ての市民
- (4) 8つの分野
- | | |
|-----------|---------------|
| ア 栄養・食生活 | オ こころの健康 |
| イ 歯・口腔の健康 | カ がん（悪性新生物） |
| ウ 身体活動・運動 | キ 循環器疾患・糖尿病 |
| エ 喫煙・飲酒 | ク 健康を支える地域づくり |

2 令和6（2024）年度・令和7（2025）年度の重点課題

「運動を習慣化する人・身体活動量を増やすための取組の強化」

3 推進体制

